

室名	区分/時間		基準額(円)					
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00
大ホール	入場料、会費等が無料の場合	平日	6,000	8,000	12,000	14,000	20,000	26,000
		土曜日、日曜日又は休日	7,200	9,600	14,400	16,800	24,000	31,200
	入場料、会費等が1,000円未満の場合	平日	9,000	12,000	18,000	21,000	30,000	39,000
		土曜日、日曜日又は休日	10,800	14,400	21,600	25,200	36,000	46,800
	入場料、会費等が1,000円以上3,000円未満の場合	平日	15,000	20,000	30,000	35,000	50,000	65,000
		土曜日、日曜日又は休日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000
入場料、会費等が5,000円以上の場合	平日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000	
	土曜日、日曜日又は休日	21,600	28,800	43,200	50,400	72,000	93,600	
ステージ			3,000	4,000	6,000	7,000	10,000	13,000
楽屋	第1楽屋		800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
	第2楽屋		800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
ホワイエ・ロビー	物品等の販売を行わない場合	使用面積が全体の1/2以上	2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700
		使用面積が全体の1/3以上1/2未満	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900
		使用面積が全体の1/3未満	700	900	900	1,600	1,800	2,500
	物品等の販売を行う場合		1店につき	—	—	—	—	2,400
駐車場	目的外使用の場合		—	—	—	—	—	1,500
室名			区分	基準額(円)		摘要		
コミュニティホール①			1時間につき	300		8時30分から 22時まで		
コミュニティホール②			1時間につき	300				
コミュニティホール③			1時間につき	300				
コミュニティホール全室			1時間につき	600				
視聴覚室			1時間につき	300				
研修室①(和室)			1時間につき	200				
研修室②			1時間につき	200				
室名			区分	冷暖房基準額(円)				
大ホール			1時間につき	3,000				
大ホール ステージのみ			1時間につき	1,000				
大ホール ホールのみ			1時間につき	1,500				
大ホール 休憩コーナーのみ			1時間につき	500				
第1楽屋			1時間につき	100				
第2楽屋			1時間につき	100				
コミュニティホール①			1時間につき	150				
コミュニティホール②			1時間につき	150				
コミュニティホール③			1時間につき	150				
コミュニティホール全室			1時間につき	400				
視聴覚室			1時間につき	300				
研修室①(和室)			1時間につき	200				
研修室②			1時間につき	200				
ホワイエ・ロビー			1時間につき	550				
備品・大道具名			区分	備品・大道具基準額(円)				
オーケストラ・コーラスセット			1日につき	3,000				
舞台セット			1日につき	7,500				
ピアノ			1日につき	3,000				
16ミリ映写機			1日につき	1,500				

備考

- 1 営利を目的とするときの基準額(大ホール、ホワイエ・ロビーの基準額並びに冷暖房基準額及び備品・大道具基準額を除く。)は、定額の3倍の額とする。
- 2 使用時間の超過許可を受けたときの1時間当たりの基準額は、午前9時から12時までの基本基準額の100分の40を乗じて得た額とする。
- 3 翌日使用のための準備、物品の保管に使用する場合、基本基準額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 連続使用の場合、利用しない夜間の時間帯の基準額を免除する。ただし、夜間の時間帯は物品の保管に限定する。

【条例第8条第3項に規定する使用料の減免】

事由		減免の率	
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%	10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。	ア 教育課程で使用する場合		
	イ 上記以外の場合	80%	
(3) 障害者または障害者主体で構成されている団体が使用する時。		50%	
(4) 市内に組織を有する社会教育関係団体及び市内の公益的団体が使用する時。	ア 活動内容が公共的・公益的な場合	100%	※コミュニティホール、視聴覚室、研修室の使用の場合に限る。
	イ 上記以外の場合	80%	
	ウ ※を除く使用の場合	50%	
(5) 市以外の官公庁が使用する時。			
(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。			
(7) その他市長が特に必要と認めるとき。		市長が定める額	

- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第4条に定める申請書に必要事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。
- 3 第1項表中第2号イから第7号までに規定する使用の際の冷暖房料並びに備品及び大道具の使用料については、免除しない。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。
(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

事由	返還の率
(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなったとき。	既納使用料の全額
(2) 条例第9条第3号の規定により使用許可を取り消したとき。	
(3) 取消申請書が使用日前30日までに提出されたとき。	既納使用料の80パーセントの額
(4) 取消申請書が使用日前7日までに提出されたとき。	既納使用料の50パーセントの額

- 2 前項ただし書により使用料の返還を受けようとする者は、ラポールゆや使用料返還申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。